

一般競争入札公告

下記の工事について、次のとおり一般競争入札を実施いたしますので、参加を希望する場合には、以下に定めた要綱に従い書類を作成のうえ提出してください。

令和6年8月20日

事業実施主体

山梨県北杜市長坂町小荒間301-3

株式会社北杜ホップス

代表取締役 小林 吉倫

(入札要綱)

第1条 この告示は、株式会社北杜ホップスが発注する建設工事（以下「案件」という。）の一般競争入札（以下「入札」という。）について、入札参加者（以下「参加者」という。）の申請手続等を示すとともに、その事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(競争入札に関する事項)

第2条 入札は、株式会社北杜ホップスが発注する以下の事業について実施する。

- (1) 補助事業名 : 北杜市農山漁村発イノベーション整備事業
- (2) 工事名 : 北杜ホップス発泡酒醸造場建築工事
- (3) 工事場所 : 山梨県北杜市長坂町大八田字米山6811-276
- (4) 工事概要 : 醸造場 建築工事 一式
延床面積 111.98㎡
- (5) 工期 : 契約日から令和7年2月28日まで
- (6) 最低制限価格の有無 : 無
- (7) 工事内訳書の提出の有無 : 有

(入札公告)

第3条 入札公告（以下「公告」という。）は、山梨建設新聞紙面により行うほか、株式会社北杜ホップスホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するものとする。入札要綱については、ホームページに掲載する。

(入札参加資格要件)

第4条 入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 設計図書内に明記された醸造場と同規模及び同種又は類似の工事の施工実績を有すること。
- (2) 本工事とは別途入札・発注予定の「北杜ホップス発泡酒醸造用設備購入及び設置」において、当該施設建設後へ設備の搬入・設置を実施することから、建設の段階より「発泡酒醸造用設備購入及び設置」事業者と協力し、事業を実施できること。
- (3) 緊急を有する対応や工事工程の安全な管理を考慮し、北杜市内に本社または本店、事業所、営業所を有する事業者であること。
- (4) 国及び地方自治体における「建設工事請負契約に係る指名停止等措置」の規定に基づく指名停止の措置期間が含まれていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。
- (7) 入札日前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (8) 対象工事に配置を予定する技術者が適正である者であること。（個別の工事に応じて技術者の資格、経歴及び同種の工事の施工従事経験を的確に明示すること。）なお、原則として工事完了まで配置予定技術者の変更は、病休・死亡・退職等の事業実施主体が認める理由のほかは認めないものとする。
- (9) 以下の欠格要件に該当しないこと。

- ア 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- イ 予算決算及び会計令の第70条の規定に該当する者
- ウ 予算決算及び会計令の第71条の規定に該当する者
- エ 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者もしくは団体
（入札参加資格の確認申請）

第5条 本入札の参加希望者は、一般競争入札公告に掲げる参加資格を有することを証明するため、次のとおり参加資格審査申請を下記に提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者、ならびに参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できないものとする。

（1）提出期間 令和6年8月20日～令和6年9月3日午後4時まで（必着）

（2）提出場所 山梨県北杜市長坂町小荒間301-1 株式会社北杜ホップス
代表取締役 小林 吉倫

電話番号 0551-45-6449 FAX 0551-45-6449

メールアドレス：kobayashi@hokutohops.com

（3）提出方法 申請書の提出は、郵送又は持参により行う。

（4）申請書の作成 参加資格審査申請書（様式第1号）を作成し、下記の資料を添付した上で期限内に提出する。

ア. 設計図書内に明記された醸造場と同規模及び同種又は類似の工事の過去3ヶ年間の建築工事施工実績（様式第2号）

イ. 建築士又は建築施工管理技士登録証（写）1部

ウ. 事業報告書（直近2ヶ年）1部

エ. 会社概要 1部

オ. 履歴事項全部証明書 1部

（5）参加資格確認通知の送付 事業実施主体は参加資格申請書の到着日の翌日

（土日祝日は除く）に審議の上、入札参加資格通知書（様式第3号）を作成し発送する。

（6）その他

ア. 申請書の提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ. 提出された一般競争入札参加資格審査申請書は返却しない。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第6条 入札参加資格がないと認められた者は、契約担当窓口に対して参加資格がないと認めた理由について、次のとおり書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(1) 提出期限 令和6年9月10日 正午まで

(2) 提出場所 前項(2)に同じ

(3) 提出方法 書面は電送（FAX送信）によるものとする

(4) 契約担当窓口は、説明を求められた時は、令和6年9月17日までに説明を求めた者に対し書面（FAX送信）をもって回答とする。

(設計図書等)

第7条 本入札にあたり必要様式は、原則として公告に示す期間、ホームページに掲載するものとし、参加者が必要に応じてダウンロードして使用するものとする。

2 第2条に規定する工事における設計図書については、要望に応じて個別にPDFデータ等をメールまたはFAXにて提供をする。ここで得た設計図書等のデータについては、入札に係る用途の範囲外での利用を禁止とする。

(設計図書等に対する質疑応答)

第8条 設計図書等に対して質問を受け付ける期間、回答期限及び質問先は下記のとおりとする。

(1) 受付期間 令和6年8月27日正午まで

(2) 提出先 第5条2項の記載先へFAXまたはメールにて行う

(3) 様式 質問書（様式第4号）により行うものとする。

(4) 回答 質問の回答は受付日より3営業日以内にファックスまたはメールにて行う。

(入札の執行)

第9条 本入札は郵便入札とし、執行回数は1回とする。入札者は令和6年9月11日午後5時までに郵送（必着）または持参により第5条(2)の提出場所へ入

札書（様式第5号）を提出する。

- 2 入札書の提出は、二重封筒を用いることとする。郵送にあたっては「一般書留」または「簡易書留」のいずれかにより郵送する。
- 3 様式5号別紙に記載のとおり、入札書は、長形3号程度の封筒に入れ、封筒の表面に、入札・契約番号、件名、入札日、入札者の商号又は名称、住所、電話番号、ファックス番号を横書きで記載し、「入札書在中」と横書きで朱書きし、封かん封印（入札書と同一印）すること。いずれの封筒についても、入札者の商号又は名称、住所、電話番号及びファックス番号等の印刷された自社封筒を使用してもよいものとする。
- 4 入札書は、1通の封筒に1枚のみとし、開封して2枚以上の入札書が入っていた場合は、すべての入札書を無効とする。
- 5 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認めない。
- 6 参加者は、入札に際し、事業実施主体より提出された様式第3号の写し及び工事費積算内訳書を提出しなければならない。

（公正な入札の確保）

第10条 参加者は、次の各号に定めるもののほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

- （1）参加者は、入札にあたり競争を制限する目的で他の参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- （2）参加者は、落札候補者の決定前に、他の参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- （3）参加者は、入札前に他の参加者を探る行為をしてはならない。

（入札の延期又は中止）

第11条 株式会社北杜ホップスは、天災等の不可抗力による場合、参加者が連合し、若しくは不穏な行動を為す場合等やむを得ない理由により入札を執行できない場合又は入札を公正に執行することができないおそれがあると認めるときは、既に公告した事項の変更又は当該入札を延期若しくは中止することができる。こ

れらの場合において、参加者が損害を受けることがあっても賠償の責任を負わない。

(入札の辞退)

第12条 参加者は、入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式第6号）を令和6年9月11日午後5時までに提出するものとする。

2 入札を辞退した者が、これを理由として不利益な取扱いを受けることはないものとする。

(無効の入札)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札に関して不正行為があった者が行った入札
- (3) 入札金額が訂正されている入札
- (4) 入札金額が0円の入札
- (5) 記名及び押印がない入札
- (6) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 1通の封筒に2枚以上の入札書が入っていた場合の入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一の入札で、代表者が同一人となっている者が一緒に行った入札
- (10) 同一の入札で、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合とその組合員が一緒に行った入札
- (11) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した者が行った入札

(代理人)

第14条 参加者は、代理人を定め、入札及び開札に関する一切の権限を委任することができる。この場合は、委任状（様式第7号）を持参させなければならない。

2 参加者又は参加者の代理人は、当該入札に対する他の参加者の代理人となることはできない。

(開札)

第15条 開札は下記日程及び場所において実施する。

(1) 開札日 令和6年9月12日午前10時～

(2) 開札場所 山梨県北杜市長坂町小荒間301-1

株式会社北杜ホップス 事務室 (和室)

2 開札事務担当者は、開札した後、予定価格の範囲内で最も低い価格で入札した者を落札者とし、その入札価格及び落札者の名前を読み上げ、落札決定する旨を宣言して開札を終了する。

3 予定価格を超えた入札書は、失格とする。

4 入札額に同額がある場合は、くじ引きで落札候補者の順位を決定する。この場合において、当該入札者又はその代理人が立会人として開札に立ち会っていないときは、これに代わり開札事務に関係のない部外者にくじを引かせる。

5 開札事務担当者は、入札時に入札経過表を作成し、当該入札に係るすべての参加者名及び入札金額を記載するものとする。

(費用の負担)

第16条 入札書等の作成、提出などに要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(入札結果の公表)

第17条 入札結果は、落札者名及び入札金額についてホームページにて公表する。

(異議申立て)

第18条 参加者は、入札後に、説明書、設計図書、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。